

(平成13年度第1号諮問事案)

横 情 審 第 2 号
平成15年(2003年)6月30日

横須賀市長 沢 田 秀 男 様

横須賀市情報公開審査会
委員長 安 達 和 志

公文書の部分公開決定に関する異議申立てについて(答申)

平成13年12月25日付け横都審第91号で諮問された「第H13確認建築横須賀市00860号にかかる平成13年7月13日付建築確認申請図書」に係る公文書部分公開決定に関する異議申立てについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

横須賀市長(以下「実施機関」という。)が「第H13確認建築横須賀市00860号にかかる平成13年7月13日付建築確認申請図書」について、平成13年10月10日付け横都審第76号により非公開又は部分公開とした決定のうち、断面図2及び地質調査書についてはその全部、また別表2に例示する文書をはじめ、その他の文書のうち敷地ないし地盤の安全に関わる情報が記載されているものについては、実施機関において改めて精査をしたうえで、非公開が相当である部分を除いてできる限り公開すべきである。

2 本件の異議申立ての対象とされた公文書

「第H13確認建築横須賀市00860号にかかる平成13年7月13日付建築確認申請図書」のうち非公開又は部分公開となった文書(別表1の表3及び表4、以下「本件文書」という。)

3 異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関が平成13年10月10日付けで行った決定のうち、情報公開条例(平成13年横須賀市条例第4号。以下「条例」という。)7条2号ア及び6号の規定に基づき非公開とした部分の決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるといふものである。

4 異議申立ての経緯

(1) 平成13年8月31日、異議申立人(以下「申立人」という。)は、「第H13確認建築横須賀市00860号にかかる平成13年7月13日付建築確認申請図書」について、条例10条1項の規定に基づき実施機関に対し、公文書公開請求を行った。

(2) 同年9月12日、実施機関は、申立人あて「公文書公開諾否決定期間延長通知書」を送付すると同時に、同年9月14日、本件処分の第三者たるマンション事業者に対して、条例13条1項の規定に基づき意見照会を行った。結果、同年9月21日、事業者から公開に反対する「意見書」が提出された。

(3) 同年10月10日、実施機関は本件について部分公開決定を行い、条例7条2号ア又は同条1号に該当するとして、それぞれ公開しないこととした部分及びその理由を記して、申立人あて通知した。そのうち条例7条2号アに該当するとして部分公開又は非公開とした理由は次のとおりであった。

ア 本件文書には、第三者に関する情報が記載されているため、条例13条1項の規定に基づき、当該第三者に公文書の公開に対する意見照会をしたところ「確認申請書に係わる建設中止調停申立てが横須賀簡易裁判所へなされており公開に反対する」との意見書が出されており、公開すると当該第三者の不利益になるおそれがあるため。

イ 又、上記の情報は、設計者が専門的知識に基づき作成したもので、限定された敷地に建築延べ面積や間取り等を確保する工夫、各種仕様や付帯設備等設計上及び技術上の情報が記録されており、公開することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

(4) 同年11月8日、申立人は、上記決定に不服があるとして、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)6条に基づき、実施機関へ異議申立書を提出した。

(5) 実施機関は、平成14年10月31日付けで本件処分について次の理由を追加した。

条例7条6号に該当

本件文書に記載した情報は、設計者が作成した著作物に該当し、公開に反対する意思が確認されたことから、公開すると著作権法の公表権を侵害することが否定できないことから、当該設計者の不利益になるおそれがあるため。

5 両者の主張

(1) 申立人の主張

申立人が、「異議申立書」、平成14年1月15日提出の「諾否決定理由説明書に対

する意見書」、同年4月16日の当審査会に対する「口頭意見陳述」及び同年11月18日提出の「諾否決定理由追加説明書に対する意見書」において主張した主たる異議申立ての理由は、次のように要約することができる。

ア 条例7条2号アの該当性（第三者の不利益）について

非公開理由の第1として、処分庁は、第三者に意見照会したところ、建設中止調停申立てがなされていること等を理由として、公開に反対する意見書が出されたため、公開すると当該第三者の不利益になるおそれがある、としている。

しかし、本件文書は、基本的に建築物の安全性の審査のための書類であるから、公益性が高く、本来秘密性を有するものではない。第三者の不利益は全く具体性のないものである。

また、本件文書が審査対象としている予定建築物は、傾斜地を利用して建設されるいわゆる「地下室マンション」と称されるものであり、当該傾斜地は、ぜい弱な地盤で過去に崩落事故も起こしている危険な場所である。このような建築計画は周辺住民の生命、身体、健康又は財産に重大な影響を及ぼすものであり、これらを保護するために、本件文書は公開することが必要である。

イ 条例7条2号アの該当性（法人ノウハウ）について

設計図面等は、何らノウハウ性を有するものではない。これは、すでに事業者が住民に示している各文書からも明らかである。限定された敷地に建築延べ面積や間取り等を確保する工夫等も、何らノウハウ性を有するものではない。申請添付図面等は、一定の一般基準に適合するかどうかの、審査対象図面であるから、そもそも秘密性はなく、また提出された時点で、そのような利益は放棄されていると考えられる。

特に、面積等算定図、断面図、給排水衛生設備図、各伏図、構造詳細図、構造計算書については、条例7条2号アの該当性を具体的に検討してもらいたい。なかでも、の図面は、人の生命・財産等を保護するために公開することが必要な情報に該当する。一番求められるのは、安全性の確認であり、「構造計算書」は特に重要である。建物の重量・圧力・地盤の耐える力に関する資料は、安全性を確認するためのものであり、ノウハウ以前の問題である。

ウ 条例7条6号の該当性（法令秘）について

本件文書は、法令適合性のための一般的検討文書にしかすぎず、著作物性は

なく、著作物であるから公開できないというのは論理の飛躍である。

仮に著作物であるとしても、公表されている図面もあり、これを第三者が模倣しても利益を損なうような性格のものではない。安全性に関わる部分は公表されるべきである。「断面図2」と「地質調査書」については、事業者から地元説明会の際に提供されている。

エ 「各断面と法面とマンションの位置関係」と題する図面について

申立人には、当該図面について既に公開されているところである。

同図面については、実施機関から建築審査会へも提出がなされたところであるが、ここで問題となるのは、両図面は本来同一であるべきにもかかわらず、公開された当該図面には建築審査会へ提出された図面とは異なる加工が施されており、これが公文書の変造行為であるとすれば、情報公開制度上由々しき問題である。

(2) 実施機関の説明要旨

実施機関は、平成13年12月25日提出の「諾否決定理由説明書」、平成14年3月18日の当審査会に対する「口頭説明」、同年6月18日の当審査会に対する「補足口頭説明」及び同年10月31日提出の「諾否決定理由追加説明書」において、次のように説明した。

ア 条例7条2号アに該当（法人情報）

（ア）条例13条1項の規定に基づき、事業者に対して第三者照会をしたところ、確認図書に係わる建設中止調停申立てが横須賀簡易裁判所へなされており公開に反対する。

建築確認申請図書そのものは、説明会用資料とは異なり、設計者のノウハウ及び著作権の観点から反対する。

との意見書が提出された。

まず、については、横須賀簡易裁判所における調停は終了しているものの、横浜地方裁判所横須賀支部へ工事禁止の仮処分の申立てがなされおり、争訟にある状態は継続している。

次に、については、本文書は、建築主から依頼を受けた設計者が作成したものであり、建築計画概要書以外は、公開されることを想定して作成したのではない。説明会用資料と同じ情報が記録されている文書及び作成方法が画一されている日影を明示した文書以外は、公開することにより、当該法

人の正当な利益を害するおそれのあるものに該当すると認められる。

(イ) また、本件文書は、設計資格（一級建築士）を有する者が高度な専門的知識や技術を駆使して作成したもので、限定された敷地に建築延べ面積や間取り等を確保する工夫、各仕様や付帯設備等設計上及び技術上の情報が記録されているため、公開することにより、明らかに、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

(ウ) また、条例7条2号本文括弧書きの該当性については、現在又は将来発生することが確実である危険性は認められない。

なお、本件建築敷地の地盤は、地質調査によると、泥岩等から構成され、地表面を除いた部分の風化は著しい状態とは認められない。本件建築物の基礎は、がけ下端からの角度が60度以内の深さに位置しており、建築基準条例5条1項2号の「建築物の基礎ががけ又は既設の擁壁に影響を及ぼさないとき」に該当する。

イ 条例7条6号に該当（法令秘）

本件文書は、著作権法に規定されている著作物に該当し、それらの利用によって得られる利益は設計者又は建築主に専属するものであり、公開に反対するとの意思が確認されたことから、これを公開することは、著作者の公表権を侵害するおそれがあると認められる。

ウ 「各断面と法面とマンションの位置関係」と題する図面について

申立人が指摘する公開文書と建築審査会へ提出された文書が相違していたことに関しては、当初確認申請を受理する段階で添付されていた図面に不要な記載があったため、これを補正するよう指導し再提出を求めた経緯がある。実施機関は、この補正前の図面を参考までに保有していたが、これを誤って建築審査会へ提出してしまったものであり、申立人が指摘するような不正行為はない。

6 審査会の判断

審査会は、条例に基づき異議申立ての対象となった本件文書について、申立人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件対象文書について

本件文書は、事業者が京浜急行電鉄の線路に隣接する傾斜地を利用して建設を計画したいわゆる地下室マンションについて、これの建築確認を得るために実施機関に提出した建築確認申請図書のうち、非公開又は部分公開となった図書であ

る。

建築主は、建築物を建築しようとする場合、建築基準法 6 条により、「当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない」とされており、この場合、建築基準関係規定とは、「建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるもの」をいう。

実施機関は、本件処分の理由に、条例 7 条各号の規定のうち、1 号（個人に関する情報）、2 号ア（法人等に関する情報）及び 6 号（法令秘に関する情報）をあげているが、1 号を適用し非公開とした部分は異議申立ての対象とされていないので、以下では 2 号ア及び 6 号を適用して非公開又は部分公開とした処分について判断する。

本件文書を分類すると、以下のとおりとなる。

ア 意匠設計図関係について

意匠設計図は、建築延べ面積や各住戸の間取り等に係る設計図書である。

イ 設備設計図関係について

設備設計図は、本件予定建築物においては一部の図面を除き、建築基準法上の添付義務はないが、同法及び消防法の審査を受けるため、また各設備工事の際に建築工事との連携が必要なため、一般的に設計図書として添付されるものである。

ウ 構造設計図関係について

建築物の基礎、床、柱、梁等の躯体部分に係る設計図書を構造設計図として分類している。建築基準法は、建築物の自重、積載荷重や地震その他の衝撃に対して安全な構造とするよう規定されているが、設計者はこれに基づき構造計算を行い、その結果をもとに構造計画の考え方や数値を図面化したものが構造設計図となる。

エ 地質調査書について

地質調査書は、建物基礎の設計の基となる土質の性質、地盤強度の調査資料である。

(2) 建築確認図書の著作物性について

本件文書が著作権法の保護の対象となる著作物に当たるものかどうかを検討す

る。

まず、著作権法にいう「著作物」とは、同法2条1項1号の規定により、「思想または感情を創作的に表現したものであって、文学、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と定義される。この条文中、「創作的に表現」とは、思想又は感情の表現に創作性がなければならないが、創作性とは、著作者の独自性に基づくものであればよく、独自性における質の高低まで問うものではない。また、「文学、学術、美術又は音楽の範囲」については、包括的に大枠の中に入れてよいとされている。

次に、建築確認図書の著作物性について検討する。神奈川県公文書公開条例事件に関する東京高裁平成3年5月31日判決によれば、「本件各図面（各階平面図、立面図及び断面図）は、専門的知識と技能を有する設計者が、その知識、技能、経験を駆使して作成したものであり、設計者は、ノウハウないし創意工夫があると考えていることが認められる」とし、また各図面についての認定事実によれば、「本件各図面は、著作権の目的として保護される著作物といわなければならない」としている。加えて、「著作権法2条1項1号、10条1項6号、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約2条（1）によれば、設計図書は、学術的な性質を有する図面として、著作物の目的となると解するのを相当とする」との判断を示している。

したがって、著作権法等の規定及び上記の判決からすれば、建築確認図書の全てが著作物といえるかどうかはともかく、なお、一部についての著作物性は否定できず、少なくとも各階平面図、立面図、断面図等の図面は著作物であるということがいえる。

（3）条例7条6号の該当性について

ア 法令秘に関する情報について

条例7条6号は、「法令等の定めるところにより、公開することができないとされている情報」と規定する。この規定により非公開とされる情報は、法令等の定めるところにより、明らかに公開することができない情報であり、「法令等」とは、法律、政令、府省令等及び条例（他の地方公共団体の条例を含む。）をいい、原則として市の規則や規程は含まないものである。

イ 著作権法の関係規定の趣旨について

本件において問題となる著作権法18条の公表権に関する規定は、まず1項に

において、著作者は、その著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、または提示する権利を有するとしている。

次に3項3号においては、著作物でまだ公表されていないものが、情報公開条例に基づき公開請求された場合、実施機関が非公開理由に該当しないと判断して、公衆に提供、提示しようとする場合には、著作者は公開決定するまでに別段の意思表示をしなければ、その公開（公表）に同意したものとみなされるとしている。したがって、許認可の申請等において著作物が添付されている場合、著作者は非公開の意思表示をしない限り、情報公開条例に基づく公開については同意したことになる。本件においては、本件文書の提供者に対し条例13条1項に基づく意見聴取がなされており、当該第三者から公開に反対する意が表されている。

さらに、4項3号においては、公表権の規定の不適用について定めており、著作物が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公開することが必要と認められる情報（本市の条例では7条1号工及び2号本文括弧書き）に当たるときは、例外的に公表権の規定は適用されない。したがって、著作物を公表するか否かは、著作権法ではなく、情報公開条例の解釈に左右されることとなる。この場合において、著作者（第三者）の情報が公開されることは例外的な取扱いをすることとなることから、第三者の権利を保護するため、条例13条2項及び3項（第三者に対する必要的意見聴取等）を適用したうえで、当該著作物を公開することができる。

ウ 条例7条6号該当性の有無について

条例7条6号の適用が認められる場合は、法令等がその規定自体により一義的に公開することができないとされている場合に限り解すべきである。

したがって、公開・非公開の決定に際して、著作者の同意を得るという行為や別段の判断が介在する余地がある場合についてまで、ただちに法令秘に関する情報に該当すると断ずることは妥当でない。

よって、本件文書の一部に著作物性が認められるとしても、著作者の公表権を理由としてただちに法令秘に関する情報とすることはできず、条例7条6号の非公開事由には該当しないと判断する。

(4) 条例7条2号アの該当性について

条例7条2号アは、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競

争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」のある情報については、非公開とする情報である旨を規定している。

当該規定は、法人等の自由な事業活動を尊重し、その競争上の地位その他正当な利益を保護するために、当該法人等に不利益を与えることが明らかに認められる情報については、人の生命・健康・財産等を保護するために必要な情報であつて、法人等の利益に優越する法益が認められる場合を除き、非公開としている。

公開によって当該法人等の正当な利益を侵害したときは、事後の救済には限界があるので、「正当な利益を害するおそれのあるもの」の該当性については慎重に判断しなければならない。

そこで、本件文書が条例7条2号アに該当する文書であるかについて検討する。
ア 建設中止調停申立て等との関係について

本件文書の場合、第三者から「確認申請書に係わる建設中止調停申立てが横須賀簡易裁判所へなされており公開に反対する」との意見書が出されており、このことに関し、公開によって当該第三者に不利益を与えることになるかが問題になる。また、当該調停が不調に終わり、建築行為等禁止仮処分命令申立ての訴訟が新たに提起されている状況においては、本件文書が重要な証拠となりうる可能性も考慮すべきである。

条例の中で、争訟中であることを理由に非公開とする規定をみると、7条4号イによれば、実施機関が争訟中の立場にある場合には情報を公開することによって当事者たる地位に不当に支障を及ぼすおそれのあるときは、当該情報は非公開となる。この場合、非公開の理由としては、単に争訟中であることのみをもって理由とするのでは足りず、当該情報を公開することによって、争訟の当事者たる地位等に不当に支障を及ぼし、その正当な利益を害するおそれがある場合でなければならないと解する。

そこで、本件についても同様の趣旨から、争訟中の立場にあるというだけではなく、本件文書の公開が当該法人の利益をどのように侵害するものといえるかが問題になるが、本件ではその不利益性の立証がなお十分ではない。

したがって、建設中止調停申立て等がなされているというだけで、条例7条2号アに該当すると認めることはできない。

イ 建築確認申請図書のノウハウ性について

本件建築物の設計は、1級建築士の資格を有する者による設計でなければな

らない。建築士に求められることは、敷地内の諸条件を勘案し、建築基準法の規定の範囲内で、顧客ニーズに応え間取りや外観等について経済性及び居住の安全性を考慮した工夫を追求することにあると考えられる。また、建物の安全性を確保するための構造設計では、応答解析の結果が反映されることとなるが、その手法は建築士の経験、技量によるところがあると認められる。

この点、申立人は、本件文書について何らノウハウ性を有するものではないと主張するが、建築士が作成する設計図面等は、質の高低はともかく創意工夫等に基づくものであり、また、その一部についての著作物性は前述のとおり著作権法等の規定及び先の判決により認められるところである。本件文書が具体的にどの程度の独自性を有しているかは必ずしも明らかでないが、全体としてノウハウ性又は創意工夫及び著作物性がそれなりにあると認められ、公開することにより当該法人等の正当な利益を害するおそれのあるものとして、条例7条2号アに該当すると一応判断することができる。

もっとも、申立人の口頭意見陳述及び実施機関の口頭説明によれば、平成13年秋頃、事業者による地元説明会等において、「断面図2」と「地質調査書」が提供されているということである。

この点、事業者から実質的に公表されていると認められる文書については、著作権法上の公表権の問題はなく、ノウハウとして保護すべき正当な利益もないから条例7条2号アには該当しないと考えられるので、これらについて検討することとする。

まず、「断面図2」については、申立人はこれを保有しているが、当該図面を検証すると作成年月日の違いがあり、厳密には同一の図面ではない。しかし、実質的には同等の図面であると認められ、これを公開したとしても法人等の利益を著しく侵害するものにはあたらないと判断する。次に、「地質調査書」については、申立人の口頭意見陳述から平成13年秋頃、事業者から提供されているとのことであり、また、実施機関の説明においても事業者から写真部分を除く地質調査書が提供されているとのことが確認された。よって、「地質調査書」は、事業者から申立人に提供されていることが認められ、これを公開したとしても法人等の正当な利益を侵害するものではないといえる。

(5) 条例7条2号本文括弧書きの該当性について

申立人は、本件建築計画は周辺住民の生命、身体、健康又は財産に重大な影響

を及ぼすものであり、これらを保護するために、本件文書は公開することが必要であると認められる情報であると主張しているため、この点について検討する。

条例7条2号本文括弧書きは、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要と認められる情報」については、法人等に関する情報で保護されるべき情報から例外的に除外する旨を規定している。そこで、例外的に公開の対象となしうる情報か否かの判断は、結局のところ、法人等の保護すべき利益の程度と人の生命、身体、健康、生活又は財産に対する危険の程度との比較衡量の問題になるものと考えられる。したがって、人の生命、身体、健康、生活又は財産が現実には侵害されるような事態が発生したか、又はその発生が予想されるようなときはもとより、そのような懸念をもつことに相当の理由があると認められるときについても、法人等の保護すべき利益の程度によっては、公開すべき情報になる場合があると解される。

申立人は、本件予定建築物周辺における崩落現象に注目し、地盤の安全性の観点から、専門家に所見を依頼し、それを根拠に地盤の安全性に疑念を抱く主張をしている。当該地盤が安全であるか危険であるかについては、詳細な調査により専門家が判断すべき問題であって、当審査会がこれを確定的に判断することは困難であり、その目的とするところでもない。しかし、申立人の提出資料によれば、平成4年5月に発生した京浜急行追浜駅と京急田浦駅間のがけ崩れにより線路が埋まった事故、平成13年10月に本件マンション建設予定地に隣接した場所2か所で発生した比較的小規模な崩落事故が報告されている。よって、申立人の主張には、一般的にそれなりの理由があるものと考えられ、その危険性については、地域住民が現に抱いている不安感ないし危険への認識という観点、マンション購入者ないし購入希望者にとって安全な物件であるという観点、京浜急行利用者の安全を確保するという観点から、総合的に斟酌する必要がある。

まず、実施機関の主張では、建築基準法の規定に適合していることをもってその安全性が担保されるとの判断を示している。実施機関によれば、建築物の構造上の安全性は、建築物を設置する地盤を含めて建築基準法20条で定められており、同条1号による「建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること」との規定に本件予定建築物は適合している、ということである。また、敷地の安全性については、本件予定建築物の基礎下端は、がけ下端からの角度が60度以内の深さに位置していることから、建築基準条例5条1項2号

(建築物の基礎ががけ又は既設の擁壁に影響を及ぼさないとき)に該当しており、たとえ、がけ崩れ等が発生したとしても、建築物が被害を受けるおそれがなく、建築基準法19条4項(敷地の安全)の規定に適合している、ということである。

一方、申立人の主張では、本件建築計画の安全性を建築基準法の規定に適合していることのみをもって担保することはできない、としている。申立人は、本件マンション建設予定地の地盤のせい弱性だけでなく、当該予定地に隣接する擁壁の危険性をも主張しており、その具体的な敷地・地盤の範囲をみると、京浜急行の所有地である擁壁や近隣のがけまでが含まれている。これらは建築基準法が規制する範囲を超える部分であり、申立人はここに不安感ないし危険への認識を持っている。

建築確認は主に建物自体の法令適合性を問題としているものであり、必ずしも建築確認によって地盤の安全性が保証されることになるわけではない。このような状況に鑑みれば、現実に危険な現象が発生するかはともかくとして、申立人が、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護について懸念を持つことに相当の理由があると認められる。

本件文書は、建築確認を得るための申請図書であり、前述のとおり全体としてはノウハウ性又は創意工夫がそれなりにあるものと認められるが、具体的にどの図書にどの程度において保護すべき独自の利益があるかは明らかでない。この点で、少なくとも本件文書のうち、本件マンション建設予定地の敷地・地盤の安全性に関わる図書及び予定建築物の敷地と京浜急行電鉄の擁壁等との関係が分かる図書については、条例7条2号本文括弧書きに該当するものとして、例外的に公開すべきである。

ここで対象となる文書は、すでに全部公開を相当とした断面図2、地質調査書のほか、別表2に例示的に掲げる意匠設計図の項のような文書が相当すると考えられる。

また、建築物そのものの安全性に関わる基礎的な文書としては構造設計図の各図面が該当するが、このうち、構造設計図の中心的な意義を有する「構造計算書」については、本件文書の全体に関わる情報が多く含まれているものと認められ、当該法人等の利益として十分な保護に値するものと考えられる。したがって、本件における安全性への懸念を総合的に斟酌したとしても、条例7条2号本文括弧書きに該当するものとして公開すべき合理的な理由は認められない。このことが

らすれば、構造設計図関係図面のうち公開することができると考えられるものを例示すれば、別表2の構造設計図の項に掲げるような文書がある。

かくして実施機関においては、上記の趣旨をふまえて、断面図2及び地質調査書についてはその全部、また別表2に例示する文書をはじめ、その他の文書のうち敷地ないし地盤の安全に関わる情報が記載されているものについては、改めて精査をしたうえで、非公開が相当である部分を除いてできる限り公開するようにするのが相当である。

以上、審査会の結論に記載のとおり答申する。

横 須 賀 市 情 報 公 開 審 査 会

委 員 長 安 達 和 志

委 員 原 田 一 明

委 員 木 村 キ ヌ 子

委 員 千 賀 重 義

(遠藤正敏委員は、横須賀市情報公開審査会審議要領12条に基づく回避の申出により本件審議から除斥されている。)

審査会の経過

年 月 日	処 理 等 の 内 容
平成13年11月8日	・異議申立ての提起
平成13年12月25日	・市長からの諮問（横都審第91号）
平成13年12月25日	・実施機関から「諾否決定理由説明書」の受理
平成14年1月15日	・異議申立人から「諾否決定理由説明書に対する意見書」の受理
平成14年2月19日	・審議
平成14年3月18日	・実施機関の口頭説明 ・審議
平成14年4月16日	・異議申立人の口頭意見陳述 ・審議
平成14年4月16日	・異議申立人から「資料」の受理
平成14年5月14日	・審議
平成14年6月18日	・実施機関の補足口頭説明 ・審議
平成14年7月19日	・審議
平成14年10月29日	・異議申立人から「再意見書」（意見書(2)）の受理
平成14年10月31日	・実施機関から「諾否決定理由追加説明書」（理由の追加）の受理
平成14年11月18日	・異議申立人から「諾否決定理由追加説明書に対する意見書」（意見書(3)）の受理
平成14年11月25日	・実施機関から「再意見書に対する補充説明書」の受理
平成14年11月26日	・審議
平成14年12月17日	・審議
平成15年3月26日	・審議
平成15年4月25日	・審議
平成15年5月21日	・審議
平成15年6月20日	・審議

本件申請書の文書一覧

(本件における審査対象外の文書)

表1 公開文書

図書の種類	本件における公開部分の文書
建築計画概要書と同様な情報が記録されている文書	建築計画概要書、 計画変更確認申請書(建築物)第一面～第五面(正本)、 案内図・敷地求積図
法人に正当な利益を害するおそれがない文書	委任状、公図写、開発行為又は建築等に関する証明書 交付申請書、湘南鷹取2丁目市道路線認定平面図、 線路敷地等が表示されている図面、 日影図の真北位置を表示した地形図、
近隣住民説明会で配布された情報と同じ情報が記録されている文書	概要書・面積表、屋根伏図、東側立面図、 西側立面図、南・北側立面図、断面図1

表2 部分公開の文書(申立ての対象となっていない文書)

図書の種類	本件における部分公開部分の文書
日影図	自己レベルによる日影図、日影図 (図面に記入されている近隣住宅の邸名は非公開)

(本件における審査対象文書)

表3 部分公開の文書(条例第7条第2号ア及び条例第7条第6号)

図書の種類	主な明示事項	部分公開文書の概要
意匠設計図 配置図・1階平面図	方位、敷地境界線、建物の位置、擁壁、土地の高低、道路の位置及び幅員並びに1階の住戸の間取、各室の用途及び大きさ等を明示した図書	(配置図・1階平面図のうち、1階平面図に係る次の部 分は非公開) 1階の間取りが記載されている1階平面図 1階の間取りのうちタイプ別部分平面図(2箇所) 1階部分の採光・換気の凡例及び採光・換気の計算値 内部階段の階高、段数、有効幅、踏み面、蹴上げの数値 建築物の避難器具、戸境壁の構造、外部階段、防火戸 の構造及び防火区画方法 1階建物内の歩行(避難経路)距離の数値(2箇所)

表4 非公開文書（条例第7条第2号ア及び条例第7条第6号）

図書の種類	主な明示事項	本件における非公開部分の文書	
意匠設計図	面積等算定図	建物面積、平均地盤、階の算定計算を明示した図書	階別求積図1、階別求積図2、建物全体法G L算定表、法G L算定図、地下判定算定図
	室内仕上表	各室の仕上材料の種別及び厚さを明示した図書	仕上表(1)、仕上表(2)
	平面図	住戸の間取、各室の用途及び大きさ等を明示した図書	B2・B3階平面図、B1階平面図、2階平面図、3～6階平面図、7階平面図
	断面図	床の高さ、各階の天井の高さ及び建築物の高さ	断面図2、矩計図、
	建具図	建具の位置、形状及び仕様を明示した図書	B1階・B2・B3階キープラン、1階・2階キープラン、3～6階・7階キープラン、建具表1、建具表2
設備設計図	昇降機設備図	エレベーターの昇降路、出入口を明示した図書	エレベーター図(1)、エレベーター図(2) エレベーター図(3)
	給排水衛生設備図	給水管、給湯管、ガス管、排水管、汚水管等の位置及び仕様等を明示した図書	衛生設備・給排水系統図、衛生設備外構図、衛生設備B3階平面図、衛生設備B2階平面図、衛生設備B1階平面図、衛生設備1階平面図、衛生設備2階平面図、衛生設備3～6階平面図、衛生設備7階平面図、衛生設備屋上階平面図、機械設備受水槽室詳細図
	換気設備図	給気口、換気口、換気扇等の位置、仕様及びダクト位置を明示した図書	換気設備B3階・B2平面図、換気設備B1階平面図、換気設備1階平面図、換気設備2階平面図、換気設備3～6階平面図、換気設備7階平面図、機械設備Aタイプ平面詳細図
	消火設備図	消防用水、消火ポンプ、屋内消火栓、屋外採水口及び送水管等の位置、仕様等を明示した図書	消火設備系統図・凡例・計算書、泡消火設備凡例・計算書・アイソメ図、泡消火設備系統図・工事区分、消火設備B2・B3階平面図、消火設備B1階平面図、消火設備1階平面図、消火設備2階平面図、消火設備3～6階平面図、消火設備7階平面図、消火設備R階平面図、泡消火設備B2・B1階平面図、泡消火設備1・2階平面図

	照明設備図	各種照明器具の位置及び仕様を明示した図書	照明器具姿図・非常用電源設備系統図、B2・B3階誘導灯・非常用照明設備図、B1階誘導灯・非常用照明設備図、1階誘導灯・非常用照明設備図、2階誘導灯・非常用照明設備図、3～6階誘導灯・非常用照明設備図、7階誘導灯・非常用照明設備図、R階誘導灯・非常用照明設備図
	非常放送設備図	非常放送機器の位置、仕様及び配線位置を明示した図書	非常用設備系統図、B2・B3階非常放送設備配線図、B1階非常放送設備配線図、1階非常放送設備配線図、2階非常放送設備配線図、3～6階非常放送設備配線図、7階非常放送設備配線図、R階非常放送設備配線図
	自動火災報知設備図	火災報知器の位置、仕様及び配線位置を明示した図書	B2・B3階自動火災報知設備配線図、B1階自動火災報知設備配線図、1階自動火災報知設備配線図、2階自動火災報知設備配線図、3～6階自動火災報知設備配線図、7階自動火災報知設備配線図、R階自動火災報知設備配線図、自動火災報知設備系統図、
	避雷設備図	避雷針の位置、仕様及び電撃を保護する範囲を明示した図書	B3階避雷針設備平面図、B1階避雷針設備平面図、1階避雷針設備平面図、R階避雷針設備平面図、避雷針設備部材図、東側避雷針設備立面図、北側避雷針設備立面図
構造設計図	各伏図	建築物の基礎、柱、梁及び壁の位置、種別を明示した図書	基礎伏図 B3階柱壁B2階梁床伏図、B2階柱壁B1階梁床伏図、B1階柱壁1階梁床伏図、1階柱壁2階梁床伏図、2階柱壁3階梁床伏図、3～5階柱壁4～6階梁床伏図、6階柱壁7階梁床伏図、7階柱壁R階梁床伏図、
	構造詳細図	構造耐力上主要な部分の材料の種別、形状及び寸法を明示した図書	構造設計標準仕様、鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)、鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2)、軸組図(1)、軸組図(2)、軸組図(3)、軸組図(4)、柱リスト1、柱リスト2、柱リスト3、柱リスト4、地中梁リスト、大梁リスト1、大梁リスト2、大梁リスト3、大梁リスト4、小梁リスト、雑リスト、基礎詳細図(1)、基礎詳細図(2)、基礎詳細図(3)
	構造計算書	構造設計図の基となる構造設計の資料及び構造強度を計算した計算書	構造計算書
	地質調査書	建物基礎の設計の基となる土質の性質、地盤強度の調査資料	共同住宅建設に伴う地質調査書

別表 2

図書の種類		主な明示事項	文 書 名
意匠設計図	断面図	床の高さ、各階の天井の高さ及び建築物の高さ	矩計図
構造設計図	構造詳細図	構造耐力上主要な部分の材料の種別、形状及び寸法を明示した図書	構造設計標準仕様 鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1) 鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2)